

様式第 15 号（第 9 条関係）

答申番号：令和 7 年度 答申第 3 号

## 答申書

### 1 審査会の結論

行政文書開示請求（〇〇〇〇における職員暴行の件）に対して、おいらせ町長が令和 7 年 6 月 19 日付けお介第 766 号行政文書不開示決定通知書において不開示とした決定は、妥当である。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### （1）請求人の主張

要約すると、以下のとおりである。

不開示決定に異議申し立て。

地方公務員法第 1～5 章に該当する。

#### （2）処分担当課の主張

要約すると、以下のとおりである。

##### ①行政文書不開示決定処分の内容

本件開示請求に係る行政文書については、おいらせ町情報公開条例（平成 18 年おいらせ町条例第 8 号、以下「条例」という。）第 7 条第 3 号該当（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの）により存否応答拒否。また、仮に当該行政文書が存在するとしても、同号に該当して不開示。

##### ②条例第 7 条第 3 号の該当性について

請求人は、「不開示決定に異議申し立て、地方公務員法に第 1、2、3、4、5 章に該当する」としているが、本開示請求に係る行政文書については、当該行政文書の存否を答えること自体が、個人の権利利益を侵害する

こととなり、条例第7条第3号に該当するものである。また、同条同号のただし書きに掲げる項目にも該当していない。

よって、条例第7条第3号に規定する不開示情報項目に該当すると認められる。

③本件処分は妥当であり、請求人の主張を否認する。

### 3 調査審議の経過

令和7年8月4日	諮問書受領
令和7年10月2日	おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（審議）
令和7年10月28日	おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（審議）

### 4 （不開示決定を妥当とした）審査会の判断の理由

審査会は、審査請求の対象となった行政文書不開示決定処分について、請求人及び処分担当課の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### （1）関係法令の定め

##### ①条例第7条第3号本文

条例第7条第3号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

##### ②条例第7条第3号ただし書き

条例第7条第3号のただし書きとして、「ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条

第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

## (2) 争点

請求人は、行政文書の開示請求により、自身に関する記録の開示を求めているものであるが、処分担当課は、本件に該当する行政文書が存在するか否かを明らかにするだけで、条例第7条第3号が保護しようとしている個人の権利利益を害することとなるとして、存否を明らかにせずに不開示決定処分としたため、その妥当性について、以下検討する。

### ①条例第7条第3号の該当性

本件請求対象文書は、請求人自身に関する記録であるが、個人に関する情報でもあるため、条例第7条第3号に規定する情報開示義務が除外されている情報である「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」であり、同条同号に規定するただし書きにも該当するものではない。

### ②開示請求権の範囲

条例第5条「開示請求権」において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する行政文書の開示を請求することができる。」と規定されており、何人が請求しても同様の決定となることから、請求人以外の第三者が同様の請求をした場合にも同様の決定がなされることとなり、前述のとおり、本件開示請求は個人に関する情報であるため開示できるものではない。

### ③存否応答による個人の権利利益侵害

開示請求文書が「暴行事件に関する情報」という性質上、当該行政文書の存否を明らかにすること自体が、個人の権利利益を侵害することとなり、条例第7条第3号により不開示とすべき情報を開示することとなるので、存否を答えることはできないものであり、仮に当該行政文書が存在するとしても、同号に該当して不開示となるものである。

以上により、処分担当課が本件存否応答拒否による不開示決定を行ったことは妥当である。

### (3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。